

(社)日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会  
第 31 回 LLW埋設後管理分科会 議事録

1. 日時 2016 年 5 月 16 日(月)15 時 30 分～17 時 45 分

2. 場所 日比谷国際ビル 2 階 第一会議室 (日本原燃(株)東京支社)

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

(出席委員) 新堀 (主査), 山本正史 (副主査), 吉原 (幹事), 川上, 小峯, 新津, 門井,  
野口 (宮本代理), 白石, 石橋 (山本正幸代理), 今村, 山本修一, 後藤, 三木,  
関口, 熊谷 (途中出席) (16 名)

(出席常時参加者) 東原, 山岡, 仙波 (3 名)

(代理出席委員) 野口 (宮本委員代理), 石橋委員 (山本(正幸)委員代理) 2 名

(欠席委員) 徳永, 宮脇, 久田, 河西, 天沢 (5 名)

4. 配付資料

F14SC31- 1 第 30 回 LLW 埋設後管理分科会議事録 (案)

F14SC31- 2 人事について

F14SC31- 3-1 標準委員会書面投票結果及び指摘事項への対応について

F14SC31- 3-2 「廃棄物埋設施設」「附属施設」以外で「施設」を使う場合の例

F14SC31- 4-1 埋設後管理標準の改定案 本体

F14SC31- 4-2 埋設後管理標準の改定案 附属書集抜粋 (標準委員会指摘事項対応及び自主的に見直しを行った附属書の修正頁のみ)

F14SC31- 5 中深度処分の埋設後管理標準改定について

5. 議事

(1) 出席者/資料確認

幹事より, 開始時, 委員 21 名中 15 名の出席があり, 分科会の成立要件を満たしている旨の報告があった。続いて配布資料の確認が行われた。

(2) 前回議事録の確認

幹事より, F14SC31-1 の議事録(案)に基づき, 第 30 回分科会の議事概要の説明があり, この議事録(案)に対して, 特に議論はなく, 正式議事録とすることとなった。

(3) 人事について

- ・ F14SC31-2 に基づいて, 宮本委員 (日本原子力発電(株)) の退任報告が行われた。
- ・ 退任された宮本委員の後任として, 野口裕史氏 (日本原子力発電(株)) の埋設後管理分科会委員への就任が審議され, 採決の結果, 全員の賛成で議決された。

#### (4) 標準委員会書面審査結果及び指摘事項への対応について

幹事、三木委員、関口委員より、F14SC31-3-1及びF14SC31-3-2の資料に基づき、本年の3月18日から4月23までに実施された標準委員会の書面審査結果と賛成投票に添付された指摘事項への対応案について取り纏めた結果の報告、及び指摘事項に対応する標準修正箇所の説明がなされた。この対応案に対して以下の見直しに関する審議が行われ、この審議結果を反映した指摘事項対応案と改定標準の修正案を、5月26日の第67回原子燃料サイクル専門部会に諮り、その了承を経て、6月15日の第68回標準委員会へ上程することが議決された。

標準委員会の書面審査時指摘事項対応案に関する主な質疑は以下の通りである。

##### 1) 表紙～簡条3用語の定義

- ・まえがきの記載の中には、指摘事項の一である“埋設施設”に係る修正が反映されていない部分があるので修正する。
- ・まえがきの記載の中で、フォントの大きさが統一されていない箇所があるので修正のこと。  
⇒拝承。6～8行目のフォントを小さくして、他の箇所と合わせる。
- ・Forewordの最後の行にRradioactiveのミススペルを修正すること。  
⇒拝承。Radioactiveに修正する。

##### 2) 本体 簡条4 段階管理による安全確保の方策、関連する附属書

- ・コメントNo.6の「指摘への対応」欄で、3.2.1基本安全機能の用語の定義でピット処分に飛散防止を入れるとあるが、ピット処分とトレンチ処分の飛散防止は意味合いが違う。ピット処分の方は必要に応じてということではないか。  
⇒附属書Cの表C.1（ピット処分）と表C.2（トレンチ処分）及び附属書Uで、両処分方法での飛散防止の意味合いの違いを説明している。
- ⇒ここは、3.2.1と附属書Cの記載が不整合になっているとのコメントに対応したところであり、「指摘への対応」の案でよい。
- ・コメントNo.12 保全段階での「埋設保全区域の設定及び巡視・点検」については、本間委員のご指摘の通り「埋設保全区域の巡視・点検」に修正した方がわかりやすいのではないか。旧安全審査の基本的考え方に従って「設定」に「行為」と「状態」の両方の意味合いを持たせると、紛らわしい状態が続く。  
⇒拝承。「埋設保全区域の設定」は最初の設定時のみとし、保全段階では「埋設保全区域の巡視・点検」に修正する。「周辺監視区域の設定」もあわせて、主に簡条6で同様に修正する。
- ・表1の青字修正部分「廃棄物」のフォントが他よりも小さいので修正すること。  
⇒拝承。
- ・コメントNo.14について、表4の修正案だと「遮蔽が適切に機能していること」が段階移行要件であり、「覆土に陥没・沈下がないこと」はそのための確認内容であるため、この欄からは削除してはどうか。  
⇒「確認方法」の欄に「覆土の陥没・沈下がなかったこと」が記載されているため、「段階移行要件」の欄の記述は削除して、「遮蔽が適切に機能していること」だけとする。
- ・コメントNo.14の対応により、4.4の本文「廃棄物埋設地の移行抑制が適切に機能していることを確認し、周辺監視区域を廃止して次段階に移行する場合においても、・・・」の文章が

表 4 と不整合になるので、修正が必要である。

⇒ 採承。対応として、「廃棄物埋設地の移行抑制が適切に機能していることを確認し、」を削除することとする。

### 3) 本体 箇条 7 及び関連する附属書

・コメント No.23 の「指摘への対応」欄の「廃止措置の認可申請までが適用範囲であり」は対象の時期があいまい。

⇒ 「指摘への対応」欄を「廃止措置の開始までが適用範囲であり」に修正する。

・この修正によって、標準の記載の修正は出てくるか。

⇒ 標準では、保全段階の終了を「廃止措置の開始」としている。コメント対応表を修正すればよく、標準の方の修正は発生しない。

### 4) 全般

・コメント No.3 で、附属書には標準と法令との関係を記載すべきではなく、そのような重要事項は解説に書くことが標準策定の手引きで定められているとあるが、解説は標準の一部ではないこと及び手引きでは許可を示す記載（解説に書いてもよい）になっているので、分科会の対応としては、「指摘への対応」欄の通りでよいと考える。

## (5) その他

### 1) 中深度処分（従来の余裕深度処分）埋設後管理標準改定について

事務局より、資料 F14SC31-5 に基づき、新規制基準制定待ちのため、現段階では中深度処分（従来の余裕深度処分）の埋設後管理標準改定作業に着手できない状況にあるのでピット処分とトレンチ処分との合体は断念せざるを得ないこと、今後の対応としては、新規制基準（炉内廃棄物等の埋設処分に係る規制）の制定に合わせて、平成 29 年度以降に分科会の審議を開始したい旨の方針説明があり、特に議論はなく了承された。

### 2) 次回分科会の開催について

事務局より、次回（第 32 回）分科会は、上記の中深度処分埋設後管理標準の事前検討という位置付けで、本年度内に 1～2 回程度の開催を予定しているとの説明があった。

以 上